

60資公部第435号  
昭和60年11月15日

各通商産業局長 へ

資源エネルギー庁公益事業部長

ガス消費先における保安の確保に係る  
ガス事業法施行規則等の運用について

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年通商産業省令第67号）及びガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（昭和60年通商産業省令第68号）並びにこれらに基づくガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正を初めとする一連の通商産業省告示が、昭和60年11月15日付けをもって公布され、同日より施行されることとなったが、これに伴う改正後の省令等の運用については、別紙1から別紙10までのとおりとすることとしたので、貴局管内のガス事業者に通知する等遺漏なきよう措置されたい。

なお、これに伴い昭和46年11月17日付け46公局第16153号「ガス事業法施行規則第83条第3項の規定に基づく周知の方法の指定について」、昭和52年3月29日付け52資公部第160号「ガスの使用に係る保安の強化について」、昭和53年6月13日付け53資公部第235号「ガスの使用者の転居等の際における措置について」、昭和54年12月22日付け54資庁第16798号「消費機器の周知及び調査制度の運用について（通達）」、昭和56年8月15日付け56資公部第331号「供給管及び内管の腐しよくの防止について」、昭和56年2月26日付け56資公部第72号「地下街等におけるガス保安対策について」中別記1、昭和56年6月29日付け56資公部第246号「ガス事業法施行規則の一部を改正する省令、ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令及びガス事業法関係告示の運用について」中別記2及び別記4、昭和57年11月10日付け57資公部第475号「ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の運用について」中別記3及び別記6、昭和57年11月16日付け57資公部第482号「簡易ガス事業に係る導管腐食及び折損防止対策について」及び昭和58年12月2日付け58資公部第427号「ガスの使用に係る保安の確保の徹底について」中記3は廃止する。

ガス消費先における保安の確保に係る  
ガス事業法施行規則等の運用について

- 別紙 1 消費機器の周知及び調査の制度の運用について
- 別紙 2 自動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器について
- 別紙 3 ガス事業法施行規則様式第 6 1 (第 8 7 条関係) に係る四半期(年)報の報告について
- 別紙 4 ガスの使用の申込みを受け付けた時の措置について
- 別紙 5 既設供給管及び内管の腐食及び折損の防止について
- 別紙 6 緊急ガス遮断装置の保守管理について
- 別紙 7 ガス工作物の技術上の基準を定める省令附則第 3 条に定める既設ガス遮断装置の運用について
- 別紙 8 漏えい検知装置について
- 別紙 9 ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示第 8 7 条第 1 項第 3 号の運用について
- 別紙 1 0 業務用途に係る厨房内の導管の腐食点検について

## 消費機器の周知及び調査の制度の運用について

### 1. 周知について

#### (1) 周知事項

㏽) 周知すべき事項については、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）第83条第1項各号に掲げるとおりであるが、これらの事項は、住宅（利用客等の避難誘導の必要がない小規模な店舗等を含む。）のガスの使用者に対しては別添第1，その他のガスの使用者に対しては別添第1及び別添第2に掲げるとおりとする。

㏾) 周知すべき具体的な内容については、各ガス事業者において選定するものとする。選定に当たっては、その供給区域又は供給地点における消費機器の種類、建物の構造、事故の発生状況その他ガス消費の実態に即して、ガスの使用者を啓蒙するよう配慮するものとする。

#### (2) 周知の方法

㏽) 規則第83条第2項第1号の規定による周知は、毎年度1回以上書面の配布により行うものとする。また、ガスの使用の申込みを受け付けたときは、ガスの使用者が保管し必要に応じて活用できる書面等の配布により行うものとする。

なお、書面等の配布に当たっては、ガスの使用者に手渡し、熟読するように注意を促す等特段の配慮を払うように努めるものとする。

㏾) 同条第2項第2号による周知は、ガスマーターの新設時及びガスの使用者の転出等により閉止したガスマーターコックの封印箇所、ガスグループとガス消費機器との適合性及びガス事業者への連絡方法を記載した書面を取り付けることにより行うものとする。

イ) 同条第2項第3号による周知は、不適合とされている消費機器について次のいずれかを確認し、同条第1項第6号の事項を記載した書面を配布することにより行うものとする。

イ. 不適合の消費機器にラベル貼付を実施しているガス事業者にあつては、そのラベル

ロ. 台帳等による前回の調査結果

ハ. ガスの使用の申込みを受け付けたときに、規則第84条に規定する調査と同等の調査を行った場合にあつては、その調査の結果

ただし、上記イ.及びロ.の場合にあつては、当該消費機器について改善が行われていないことを確認のうえ行うものとする。

ニ) 同条第2項の規定により配布する周知の書面には、消費機器の販売に関する事項等（安全設備、安全機器及び安全装置付機器等の紹介を除く。）を併記しないようにするものとする。

ホ) 書面の配布のほか、さらに、同条第3項の規定に基づき、次に掲げる方法のうち、供給区域又は供給地点のガスの使用者の数及びその集団化の程度、消費機器の種類及びその普及の程度、季節、事故の状況等を勘案し、かつ、周知しようとする事項の周知方法として最も適切な方法であるとして、ガス事業者が定める方法によつて、あらゆる機会を通じ反復継続して周知することにより周知の実効があがるように努めるものとする。

イ. 報道機関による方法

① テレビジョン及びラジオによる放送

② 新聞及び地方公共団体の広告紙による広告

③ 有線電気通信設備による送信又は再送信

ロ. 印刷物等による広告

① 集金領収書又は検針票の余白利用による広告

② 雑誌その他の刊行物による広告

- ③ ちらしの配布，ダイレクトメール及びポスターの掲示による広告
- ④ 映画の上映，照明，立看板等による広告

ハ、巡回往訪時の指導等

- ① サービスカーの巡回による放送
- ② 展示会，講習会その他の会合時の説明
- ③ 戸別往訪時の説明

（イ）昭和60年11月通商産業省告示第461号（ガスを使用する建物ごとの区分を定める件。以下「建物区分」という。）に定める特定地下街等又は特定地下室等にあつては，さらに，ガスの使用場所の見やすい箇所に次に掲げる事項を記載したステッカーを貼付するものとする。

貼付するに当たつては，ガスの使用者の承諾を得るものとし，承諾が得られない場合には，ガスの使用者にステッカーを手渡し，貼付してもらうよう依頼するものとする。

イ. ガス漏れを感知した場合の措置

ロ. ガス事業者及び消防機関への通報時の通報内容

ハ、ガス漏れ警報設備の点検

ニ. ガス事業者及び電話番号

(ト)イ. 特定地下街等，特定地下室等，超高層建物又は特定大規模建物にあつては，同条第2項に基づき毎年度1回以上の周知に加えて，ガス事業者との連絡窓口となる連絡担当者の選任を依頼し，当該建物内のガスの使用者に對して，次に掲げる事項についての周知を依頼するものとする。

- ① ガスの使用上の注意に関すること
- ② ガス漏れ等の異常時の処置方法に関すること
- ③ 避難等の緊急時の対応方法に関すること
- ④ 建物の改装等の際の注意事項とガス事業者への点検・調査等の依頼方法に関すること。

- ⑤ ガス漏れ警報設備，自動ガス遮断装置又はガス漏れ警報器の維持管理に関すること。
- ⑥ その他ガスの保安に関すること。
- ロ. 連絡担当者への周知の依頼は，連絡担当者の意見を聞き，当該建物におけるガスの使用状況等に応じた内容をもって，毎年度1回以上行うものとする。
- ハ. 連絡担当者の運用は，次に掲げるとおりとする。
  - ① 該当する建物の管理者等に連絡担当者の選任を依頼するものとする。
  - ② 原則として，該当する建物区分ごとに選任を依頼するものとする。ただし，やむを得ない場合は需要家ごととすることができる。
  - ③ 連絡担当者は，当該建物内のすべてのガスの使用者に対して(ホ)イ.①から⑥の周知が行える者であり，かつ，当該建物区分に係る防災管理に携わる者であることを原則とする。
  - ④ 選任された連絡担当者名は，台帳等に登録するものとする。
  - ⑤ 選任された連絡担当者に対しては，当該建物内のガス工作物及び主な消費機器の配置等についての周知を行うものとする。
  - ⑥ 連絡担当者の資質を高めるため，ガスの安全使用の講習会への招請や，往訪活動及び安全に関する資料等の定期的配布等対象となる連絡担当者の数及び業種等を勘案して，適切な方法を選択実施するものとする。なお，需要家単位ごとの連絡担当者に対しては，安全に関する資料等の定期的配布を行うものとする。
- （イ）イ. 規則第85条第9号へに規定する燃焼器を設置している建物にあっては，規則第83条第2項に基づく毎年度1回以上の周知に加えて，ガス事業者との連絡窓口となる連絡担当者の選任を依頼し，当該燃焼器の取扱いに従事する者に対して，次に掲げる事項についての周知を依頼するものとする。
  - ① 中圧燃焼器の取扱い上の注意に関すること

- ② ガス漏れ等の異常時の処置方法
  - ③ ガス漏れ警報器の維持管理について
  - ④ その他ガスの保安に関する事項
- ロ. 連絡担当者への周知の依頼は、新任の連絡担当者の意見を聞き、当該燃焼器及び設置状況等に応じた内容をもって、毎年度1回以上行うものとする。
- ハ. 連絡担当者の運用は、次に掲げるとおりとする。
- ① 該当する建物の当該燃焼器の管理者等に連絡担当者の選任を依頼するものとする。
  - ② 上記(ト)に規定する連絡担当者が兼任することとしてもよい。
  - ③ 連絡担当者は、原則として当該燃焼器の取扱い責任者であつて、かつ、当該燃焼器の取扱いに従事する者に対して(イ)①から④の周知が行える者であること。
  - ④ 選任された連絡担当者名は、台帳等に登録するものとする。
  - ⑤ 連絡担当者の資質を高めるため、ガスの安全使用の講習会への招請や、往訪活動及び安全に関する資料等の定期的配布等対象となる連絡担当者の数及び業種等を勘案して、適切な方法を選択実施するものとする。

### (3) 周知状況の報告

周知状況については、規則第83条第4項の規定により、毎年度経過後1月以内に、供給区域又は供給地点を管轄する通商産業局長（以下単に「通商産業局長」という。）に様式第1により報告するものとする。

## 2. 調査について

### (1) 調査の定義

ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）第40条の

2第2項に規定する調査は、規則第84条第1号の表の上欄に掲げる消費機器の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる技術上の基準に関する事項について点検することをいうものとする。

(2) 調査対象物

(1) 規則第84条第1号の表の上欄に掲げる調査の対象物については、次のとおりと解する。

イ. 「屋内」とは、屋根、柱及び壁（窓を含む。以下同じ。）によって囲まれている空間をいい、一部が屋根、柱及び壁で囲まれていない等自然換気が十分行われるような空間（共同住宅の給排気チャンバー等）は、どこでいう屋内には該当しない。

ロ. 「ガス湯沸器」とは、給湯機能を有するもの（ガス給湯暖房機を含む。）をいい、瞬間式、貯湯式の別、その他型式等を問わない。

(ロ) 排気扇付排気筒  
大型ガス湯沸器に接続された排気扇付排気筒を調査対象とする。

(3) 調査の技術上の基準

規則第84条第1号の表の下欄に掲げる技術上の基準については、別添第3のとおり解する。

(4) 調査の方法

(1) 調査の計画的な、かつ、適確な実施を確保するため、ガス事業者は、次に掲げる事項を定める消費機器調査規程を、速やかに、定めるものとする。

イ. 事業場の名称及びその管轄区域

ロ. 規則第84条第1号の表の上欄に掲げる消費機器に応じて定められた同表の下欄に掲げる技術上の基準ごとの点検項目（ガス漏れ警報設備に係る技術上の基準ごとの点検項目は、別添第3の7に掲げるとおりとする。）及び点検要領。



ハ、調査及び再調査の要領

ニ、調査員の資格及び身分証明書に関する事項

ホ、調査計画（ガスの使用者の多いガス事業者にあつては、4半期ごとのもの）

ヘ、諸様式その他

(ロ) 調査は、消費機器調査規程に従つて行い、その結果、適合しない点検項目については、法第40条の2第3項の通知をするものとする。

規則第84条第2号に規定する再調査は、その通知に係る点検項目について行い、その結果、なお、適合しない点検項目については、法第40条の2第3項の通知をするものとする。

(イ) 調査員の資格については、調査の重要性を考慮して、各ガス事業者において定めるとともに、その調査員には、その身分を示す証明書を交付し、調査の実施中は常時これを携帯させるものとする。

(ニ) 調査（再調査を含む。）の際、ガスの使用者が不在の場合には、「不在連絡票」を投入し、次の調査実施希望日についてのガス事業者への連絡方法又は次の調査予定日を告知する等の措置を講ずるとともに、立入りを拒否された場合には、その旨を明確にする資料を整備しておくものとする。

(ホ) 再調査の結果、規則第84条第1号の表の上欄に掲げる消費機器で同表の下欄に掲げる技術上の基準に適合しないものに係るガスの使用者及び立入りを拒否したガスの使用者であつて、速やかに所要の改善措置をとらせなければ近隣に危険を及ぼすおそれのあると認められる者については、様式第2により、通商産業局長に報告するものとする。

(別添第1)

## 周 知 事 項

1. 消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項(第1号関係)
  - (1) 供給するガスの種類及び液化石油ガス以外のガスにあつてはガスグループ名について
  - (2) 使用すべき消費機器の表示について
  - (3) 消費機器の購入の際及び移転の際に確認すべき事項について
  - (4) 供給ガスと消費機器とが適応している場合又は適応していない場合の炎の状況について
2. 消費機器の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項(第2号関係)
  - (1) 消費機器の設置及び操作に関する注意について
  - (2) 消費機器の掃除について
  - (3) ガス漏れの点検とその方法について
  - (4) ガス漏れ警報器の有効期間内での使用について
  - (5) 消費機器の故障の見分け方について
  - (6) ギム管の使用上の注意について
  - (7) 赤外線ストーブの使用上の注意について
3. 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項(第3号関係)
  - (1) 消費機器の設置環境について
  - (2) 排気筒その他の給排気措置について
  - (3) 開放型機器の換気について
4. ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者のとりべき緊急の措置及びガス事業者に対する連絡に関する事項(第4号関係)

- (1) ガス漏れを感知した場合の措置について
  - (2) 緊急電話について
  - (3) 地震, 火災の場合の措置について
5. その他ガスの使用に伴う危険の発生防止に関し必要な事項(第5号関係)
- (1) 使用后, 就寝前, 留守にする時の注意について
  - (2) 特殊な消費機器の設置等について
  - (3) 酸素, 圧縮ガス等他のガスを併用する場合について
  - (4) 器具の防火上の注意について

(別添第2)

## 周 知 事 項

1. ガス漏れ警報設備等に関する事項
  - (1) ガス漏れ警報設備, 自動ガス遮断装置又はガス漏れ警報器の維持管理について
  - (2) ガス漏れ警報時の措置について
2. ガス漏れ等を感じた場合の緊急時の措置に関する事項
  - (1) 緊急連絡について
  - (2) 避難誘導について
3. ガスの使用に関する注意事項
  - (1) 夜間閉店後等の措置について
  - (2) 燃焼器使用時の換気について
  - (3) 燃焼器とガス栓との間の接続について
  - (4) 不使用ガス栓に対する措置について
  - (5) 業務用器具の防火上の注意について

(様式第1)

周知状況の報告 ( 年度分 )

年 月 日

〇〇通商産業局長 ( 富山支局長 ) 殿  
沖繩総合事務局長

住所

氏名 ( 名称及び代表者の氏名 ) ㊤

ガス事業法施行規則第83条第4項の規定により、次のとおり報告します。

ガスメーター	取付数	( うち新規分 )
	調定数	

① 規則第83条第2項第1号に基づく周知

配布枚数	( うち新規分に対する分 )
配布の方法	
内容	( 実物別添のこと )

② 規則第83条第2項第2号及び第3号に基づく周知

閉栓時の周知書面取付数	
閉栓時の不適合消費機器に係る周知数	

③ 規則第83条第3項に基づく周知

周知方法	期日又は期間	周知の相手方	主たる内容
( 例 ) ラジオ放送 料理講習会	11月10日 12月20日	〇〇地方一円 主婦約100人	換気に関すること。 ・ガス器具の管理・点検。 ・換気に関すること。 ( 具体的に記載すること。 )

(注) 1. 「新規分」とは、当該年度にガスの使用の申込みをした者の数をいう。  
2. 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

(別添第3)

## 消費機器の具体的な技術上の基準

消費機器の技術上の基準については、具体的には次のとおり解する。

1. 規則第85条第2号イ(3)に掲げる技術上の基準のうち、「有効断面積」は、円形の排気筒にあつては、「口径」と読み替えることができる。

2. 大型ガス湯沸器に接続された排気扇付排気筒についての調査時の取扱いは以下による。

(1) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和54年法律第33号。以下「特監法」という。)施行後のものについては、所定の「ラベル」により確認する。

(2) 「特監法」施行前のものについては、次のように取り扱う。  
排気扇停止時にガスを自動的に遮断する装置が設けられているかどうかを目視等により調査し、同装置が設けられていない場合には使用者に対し十分注意を喚起する等適切な措置を講じること。ただし、大型湯沸器使用時には排気扇を自動的に運転する装置が設けられているもの、又は業務用の集中機械排気方式等ガス燃焼器使用時には常に排気扇を運転するように管理されていると判断されるものは、この限りでない。

3. 規則第85条第5号の「換気扇又は有効な給排気のための開口部の具体的な技術上の基準」については、次のとおりとするものとする。

(1) 換気扇は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(4) その能力は、次の表の左欄に掲げるガス湯沸器のガスの消費量に応じ、それぞれ同表の1欄に掲げる羽根径のもの、又は同表の2欄に掲げる排気能力を有するものであること。ただし、当該ガス湯沸器が設置されている室内に2以上の消費機器(ガスコンロ等を含む。)がある場合にあっては、当該ガス湯沸器のガスの消費量は、これらのガスの消費量の合計をいうものとする。

ガス湯沸器のガスの消費量	1. 換気扇の羽根径	2. 排気能力
16,000 kcal毎時以下	15 cm以上	450 m <sup>3</sup> 毎時以上
18,000 "	20 "	500 "
25,000 "	25 "	850 "
30,000 "	30 "	1,000 "

(ロ) その位置は、当該ガス湯沸器が設置されている室内にあり、かつ、当該ガス湯沸器の排気部より高いところにあること。

(イ) 効果的に作動するものであること。

(ニ) 先止め式ガス湯沸器（湯を配管により他の場所へ供給して使用する形態のものをいう。以下同じ。）に係る換気扇があつては、当該ガス湯沸器使用時に当該換気扇が自動的に作動する装置が設けられていること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ. 当該ガス湯沸器が設置されている室に次に定める給気口（給気上有効な隙間を含む。）が設けられている場合

① 給気口は、常時通気性の良い玄関若しくはこれに通ずる廊下等又は直接外気に開放されていること。

② 給気口の有効面積は、当該ガス湯沸器のガスの消費量1,000キロカロリー毎時当たり10平方センチメートル以上のものであること。

ロ. 業務用の厨房等で常時有効な排気が行われている場合

(2) 有効な給排気のための開口部は、先止め式ガス湯沸器に係るものにあつては次の(イ)、(ロ)又は(イ)に掲げるものとし、先止め式ガス湯沸器以外のガス湯沸器に係るものにあつては次の(イ)、(ロ)又は(ニ)に掲げるものとする。

(イ) 次に掲げる基準に適合する給排気口

イ. 給気口及び排気口の有効面積は、当該ガス湯沸器のガスの消費量(1)(イ)のただし書に規定するものをいう。以下同じ。)1,000キロカロリー毎時当たり、それぞれ20平方センチメートル以上のものであること。

ロ. 給気口及び排気口の位置は、当該ガス湯沸器が設置されている室内にあり、かつ、給気口にあつては床面に近いところ、排気口にあつてはその有効開口部の下端が当該ガス湯沸器の排気部より高いところにあること。

(ロ) 当該ガス湯沸器のための排気フード及び(1)(三)のただし書1.の①及び②に掲げる基準に適合する給気口

(イ) 当該ガス湯沸器のための排気フード及び次に掲げる基準に適合する窓

1. 窓の構造は、容易に開閉できるものであること。

ロ. 窓の位置は、当該ガス湯沸器が設置されている室内にあり、かつ、外気に面しているところにあること。

ハ. 窓の開放できる部分の床面からの高さは、室の床面から天井面までの高さの2分の1以上であること。

ニ. 窓の開放できる部分の面積は、当該ガス湯沸器のガスの消費量1,000キロカロリ毎時当たり40平方センチメートル以上のものであること。

(三) (イ)に掲げる窓

4. 規則第85条第10号の「その供給するガスに適応したもの」とは、燃焼器に付されている表示により、表示が付されていない場合又は表示の文字が判別できない場合にあつては燃焼試験により、当該燃焼器が液化石油ガス用のものであることを確認したものをいうものとする。

5. 規則附則第8項に規定する「消費機器の不完全燃焼の状態又は不完全燃焼による排ガスを検知して当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断する機能を有すると認められる装置」とは、不完全燃焼警報器（警報器アダプターを含み、(財)日本ガス機器検査協会の合格証が貼付されているもの。）とガス遮断装置（(財)日本ガス機器検査協会の合格証が貼付されているもの。）で構成されたものをいい、ガス遮断装置は、次の(1)又は(2)とする。

(1) 自動ガス遮断装置

(2) (1)以外のもので、当該消費機器のガス取入れ部に設置されるもの。ただし、



この場合には、立ち消え安全装置付ガス燃焼器に限るものとする。

6. 不完全燃焼警報器の設置方法は、規則第 8 5 条第 7 号の規定に基づくガス漏れ警報設備の規格及びその設置方法を定める告示（昭和 5 6 年 6 月通商産業省告示第 263 号。以下「告示」という。）第 3 条第 1 号の規定を準用する。ただし、空気に対する比重が 1 より大きいガスを燃焼させる場合であっても、空気に対する比重が 1 より小さいガスの場合に準じて設置すること。

7. ガス漏れ警報設備については、以下のとおりとする。

ただし、他法令等に基づき適切に点検されている場合であつて、告示で定める技術上の基準に適合していることを書面等により確認できるときは書面等の確認により行うことができる。

(1) 検知器が、告示第 3 条第 1 号に定める設置方法に基づき設置されていることを確認する。

(2) 受信機が、告示第 3 条第 3 号ロ、ニ、ホ及びへに定める設置方法に基づき設置されていることを確認する。

(3) 警報装置のうちガス漏れ表示灯が、告示第 3 条第 4 号ロ(1)に定める設置方法に基づき設置されていることを確認する。

## 改善を要する消費機器に関する報告書

年 月 日

〇〇通商産業局長 (富山支局長)  
沖繩総合事務局長 殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)④

下記の消費機器については、とくに速やかな改善措置が必要と認められますので、報告します。

### 記

1. 消費機器の名称
2. ガスの使用者の住所及び氏名
3. 調査及び再調査の期日
4. 調査及び再調査時の消費機器の状況
5. 改善の必要性及び問題点  
(周辺の状況を含めて、詳細に)

(注) 1. 2以上のガス使用者の場合には、各ガスの使用者ごとに別紙とすると。

2. 調査結果の写し等参考となる資料を添付すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格 B5 とすること。

## 自動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器について

1. ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第85条第9号及びガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和45年通商産業省令第98号）第74条第5項に規定する自動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器とは、(財)日本ガス機器検査協会の各々の検査規程に定める基準に適合するものとして検査に合格し、その合格証が貼付されているものをいう。ただし、自動ガス遮断装置のうち、ガスの漏えいを検知し、自動的に遮断するのは、ガス漏れ警報器と接続されていること。
2. 液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ警報器の場合は、高压ガス保安協会の検査規程に定める基準に適合するものとして検査に合格し、その合格証が貼付されていること。
3. ガス漏れ警報器の設置方法については、昭和60年11月通商産業省告示第464号（自動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置方法を定める件）及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（昭和45年10月通商産業省告示第635号）第87条の4のとおりであるが、被検知部分を覆い等で物理的に囲った場合には、その内側の上面を「天井面」とし、その内側の下面を「床面」と解す。ただし、この解釈は、水平一方向が開放されている場合にはその開放された部分に近い部分に限って適用する。
4. 最高使用圧力が中圧の導管に係るガス漏れ警報器については、当該建物の保安状況を監視できる場所等（当該導管の緊急ガス遮断装置を操作できる場所）へ警報するものとする。

ガス事業法施行規則様式第61（第87条関係）  
に係る四半期（年）報の報告について

ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）

第87条第1項表中第15号の報告をする際、様式第3により、該当する需要家リストを添付すること。

また、規則附則第3項の報告をする際には、特定地下街等、特定地下室等、超高層建物及び特定大規模建物並びに建物内中圧設備について、建物の名称及びその所在地を記載した需要家リストを添付すること。

様式第 3

様式第 6 1 ( 施行規則第 8 7 条関係 ) に係る四半期 ( 年 ) 報の内訳

年 月 日から 年 月 日まで

No	建物区分	建物の名称及び所在地 ( 上段：建物の名称 ) ( 下段：所在地 )	建物の階数		建物に引き込まれる導管の口径 ( 呼び径 )		備 考
			地上階	地下階	低 圧 導 管	中 圧 導 管 ( )内は最高使用圧力	
		_____	階	階		( kg/cm <sup>2</sup> )	
		_____	階	階		( kg/cm <sup>2</sup> )	
		_____	階	階		( kg/cm <sup>2</sup> )	
		_____	階	階		( kg/cm <sup>2</sup> )	
		_____	階	階		( kg/cm <sup>2</sup> )	
		_____	階	階		( kg/cm <sup>2</sup> )	
		_____	階	階		( kg/cm <sup>2</sup> )	
		_____	階	階		( kg/cm <sup>2</sup> )	
		_____	階	階		( kg/cm <sup>2</sup> )	
		_____	階	階		( kg/cm <sup>2</sup> )	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 B 4 とすること。

## ガスの使用の申込みを受け付けた時の措置について

ガスの使用の申込みを受け付けた時にガス事業者が実施すべき事項は、次のとおりとする。

1. 開栓は、原則として転入者又は転入者等の委託を受けた者（ガスグループとガス燃焼器との適合性に関する事項が、転入者等に正確に伝達されると判断し得る場合に限る。）の立会いを求めて行うこと。
2. 開栓時にガス燃焼器について、銘板上の表示等により、供給するガスグループとの適合性を可能な限り確認すること。
3. 2.の確認作業の結果、供給ガスに適合しないガス燃焼器（以下「不適合ガス燃焼器」という。）がある場合は、調整を済ませるまでは供給ガスに適合させるための調整が必要であるなど、使用者の注意を喚起する旨の表示を行ったうえで、開栓すること。
4. 転入者等から不適合ガス燃焼器の調整を依頼された場合は、ガス事業者自ら調整に応じるか、調整ができるメーカー等をお薦めすること。また、必要な場合は、可能な限り一口コンロ等のガス燃焼器の貸出しを行うこと。

## 既設供給管及び内管の腐食及び折損の防止について

### 1. 腐食防止について

(1) 既設の供給管及び内管（以下「供給管等」という。）の腐食の防止（電気的に導体であるものに限る。）については、従来からガス事業者に対し適宜計画的に調査・点検を実施し、必要に応じ新設する場合に準じた防食措置を図ること、さらに料理飲食店等多数の人が入りする施設に対しては、優先的に実施することを指導してきたところであるが、今後においても引き続き実施すること。なお、適宜計画的な調査・点検及び防食措置を講ずるに当たっては、昭和60年11月14日付け60資公部第397号「本支管維持管理対策ガイドライン」及び供内管腐食対策ガイドラインについて」に定める「供内管腐食対策ガイドライン」を活用し、その効率的実施が図られるようにすること。

(2) 簡易ガス事業者は、(1)によるほか次に掲げるところにより既設の供給管等の腐食の防止について万全を期すこと。

イ. 鉄筋コンクリート造り建物又は鉄骨鉄筋コンクリート造り建物に引き込まれている供給管等について、計画的な調査・点検が実施され、その結果、マクロセル腐食の可能性が認められない場合又はその防止措置が講じられた場合を除き、当該建物の供給管等の埋設部について次の各号のいずれかの方法により当該各号に定める頻度で漏えい検査を行う。

① ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（昭和45年10月通商産業省告示第635号）第87条に規定する方法

頻度：1年に1回以上

② 夜間等ガスの消費のない時間帯において各需要家のガスメーターコック（ガスメーターコックからガス栓までの間に埋設部分がある場合にあってはガス栓）を閉止したことを確認した後、特定製造所（供給管の取出し部又は本

支管に遮断装置が取り付けられている場合にあっては、当該遮断装置の下流側とすることができ。 ) においてガスの圧力降下の有無を自記圧力計又は水柱ゲージにより30分間以上測定する方法

頻度：1年に1回以上

なお本号に定めた以外の事項については、別紙9によること。

③ ガスの流出の有無を特定製造所の流量計により1時間以上測定する方法  
頻度：1月に1回以上

ロ. 学校、病院、集合住宅その他住民が多数集合する建物に引き込まれている供給管等であつて、経年数の長いもの及び土壌条件等からみて腐食の発生のおそれのあるものについては、優先して計画的に調査・点検を実施し、その結果、腐食の可能性が認められない場合又はその防止措置が講じられた場合を除き、当該建物の供給管等について漏えい検査の頻度を高め又は巡視・点検を強化する等の保安措置を講ずる。

ハ. 1及びロに係る建物に引き込まれている供給管等の埋設部について漏えい検査等により腐食による漏えいが発見された場合には、当該建物及び近傍の類似建物に引き込まれている他の供給管等についても速やかに調査・点検を行い、腐食の発生のおそれのある場合は必要な防食措置を講ずる。

## 2. 折損防止について

既設の供給管等の折損防止対策については、従来から料理飲食店等多数の人が出入りする建物又は施設に係るものを優先して、計画的に調査・点検を実施し、必要に応じ損傷防止措置を図るよう指導してきたところであるが、今後においても以下により引き続き実施すること。

(1) 鉄筋コンクリート造り等の重量建物に引き込まれている既設の供給管等であつて、軟弱な地盤に設置されている比較的新しい建物に係るもの及び現に沈下の認められる地域の建物に係るものについては、漏えい検査又は巡視・



点検等の際に沈下状況について所要の点検を行い、沈下による損傷のおそれのある場合は、新設に準じた損傷防止措置を講じること。

- (2) 調査・点検の実施にあつては、「供内管腐食対策ガイドライン」の建物重要度を参考とし、その効率的な実施が図られるようにすること。

## 緊急ガス遮断装置の保守管理について

ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和45年10月通商産業省令第98号）第72条第4項及び第5項に規定するガス遮断装置については、危急時に確実にその閉動作が行われることが必要であるため、以下の事項に沿って保守管理要領を定め、その要領に基づき保守管理が行われるよう徹底を期すこと。さらに建物の連絡担当者等に対して、当該装置の取扱い及び日常の管理等についての周知を行うことにより万全を期されたい。

### 1. 外観点検について

遮断装置（電気設備を有するものにあつては、当該電気設備を含む。）及びその付近に異常がないかについて、年1回以上目視により点検する。

### 2. 機能点検について

瞬時に閉動作が行われ、かつ、確実に遮断されることを年に1回以上確認する。

### 3. 維持管理について

注油，劣化部品の交換，バッテリーの充電・交換等の遮断装置の機能を維持するための管理を，適切な間隔をもって定期的に実施する。

## ガス工作物の技術上の基準を定める省令附則第3条に定める 既設ガス遮断装置の運用について

ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和45年通商産業省令第98号）附則第3条の「その操作方法に関し，十分な周知を行い，危急時の処置が同項に規定するガス遮断装置と同等に行われる場合」については，次の措置がなされている場合をいう。

- (1) 建物の管理者等とガス事業者との間で，危急時に確実にガス遮断装置の操作が行われるための条件等についてあらかじめ覚書等を締結する。
- (2) 前記の操作に関して，建物の連絡担当者等に1年に1回以上十分な周知・徹底を行うこととなっていること。
- (3) 建物内部の連絡通報体制が確立されていること。
- (4) 建物の連絡担当者等にガス遮断装置の操作用具及び操作要領が渡されていること。

## 漏えい検知装置について

ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和45年通商産業省令第98号）第73条第2項ただし書第1号及び第3項ただし書第1号に規定する漏えい検知装置は、ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（昭和45年10月通商産業省告示第635号）第87条第4項第1号に掲げるとおりであるが、詳細については次のように取扱う。

### 1. 流量検知式のもの

- (1) 流量検知式とは、被検知部分からのガスの漏れ量を被検知部分へのガスの流量として検知するものをいう。
- (2) 住宅（小規模な店舗等を含む。）を対象とするものに限る。
- (3) 検知可能な最小のガスの漏れ量は3リッター毎時を超えるものではないこと。
- (4) 被検知部分へのガスの流入を30日間連続して検知した場合は、自動的に表示により警報し、かつ、ガスの漏えいがないことを確認できるまでは、警報し続けるものであること。
- (5) 検知機能の維持ができなくなった場合は、自動的に表示により警報するものであること。
- (6) 本装置については、警報表示の有無について原則として2ヶ月に1回以上ガス事業者が確認を行い、警報表示があった場合には必要な措置を行うこと。さらに、確認作業が確実に行えるように、確認者に対して所要の教育を実施すること。

### 2. 圧力検知式のもの

- (1) 圧力検知式とは、被検知部分からのガスの漏れ量を被検知部分のガスの流入

を遮断した後の被検知部分の圧力降下量として検知するものをいう。

(2) 次のものを対象とする。

(イ) 住宅（小規模な店舗等を含む。）

(ロ) (イ)以外でメーターの号数が10号以上の需要家

(3) 検知可能な最小のガスの漏れ量は3リッター毎時（適用対象が上記(2)(ロ)のものにあつては、5リッター毎時）を超えるものではないこと。

(4) 被検知部分の圧力降下を検知した場合は、自動的に被検知部分へのガスの供給を停止し、かつ、ガスの漏えいがないことを確認できるまでは、停止し続けるものであること。

(5) 検知機能の維持ができなくなった場合、又は遮断を60日間行わなかった場合は、自動的に被検知部分へのガスの供給を停止し、かつ、ガスの漏えいがないことを確認できるまでは、停止し続けるものであること。

(6) 遮断後、使用開始時まで長時間経過することによる被検知部分の状態変化（ガス栓の誤開放等）により事故が発生することを防止するために、復帰安全機構を有すること。

(三) 作業手順

ガスの遮断，圧力降下の測定等の検査手順及び供給再開時にとるべき措置等を明確にすること。

(四) 圧力降下時にとるべき措置

ガスの遮断操作時に圧力の降下があった場合にとるべき措置及び検査により圧力降下が認められた場合にとるべき措置等を定めること。

## ガス工作物の技術上の基準の細目を定める 告示第 8 7 条第 1 項第 3 号の運用について

ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（昭和 4 5 年 1 0 月通商産業省告示第 6 3 5 号）第 8 7 条第 1 項第 3 号（同条第 2 項第 1 号において準用する場合を含む。）の規定に基づく漏えい検査の方法は、同規定によるほか、詳細については以下により行うこととする。

### 1. 検査の適用対象

比較的小規模な団地のように配管系の物理的拡がり小さく、検査により圧力降下が検知された場合に漏えい箇所の特定が容易に行える配管系を対象とする。

### 2. 検査の範囲

当該検査方法による検査の範囲は、本支管、供給管及び灯外内管とする。

3. 検査の実施に当たっては、次により十分周到な実施計画を策定し、作業者に十分な教育を行い、安全かつ確実な実施を期すること。

(イ) 検査の実施体制  
組織、指揮命令系統、作業分担等を明確にすると共に、その作業量に応じた適正な人員を配置する。

(ロ) 検査の対象範囲  
導管の配管状態及び検査の実施体制を考慮した適正な範囲を定めること。

(ハ) 影響を与える需要家の把握及び当該需要家への P R 方法  
検査の方法（ガスメーターボックスの閉止の有無等）に応じて検査の日時、ガスの使用停止、需要家の協力等の十分な P R を行うこと。

(二) 作業手順

ガスの遮断，圧力降下の測定等の検査手順及び供給再開時にとるべき措置等を明確にすること。

(4) 圧力降下時にとるべき措置

ガスの遮断操作時に圧力の降下があつた場合にとるべき措置及び検査により圧力降下が認められた場合にとるべき措置等を定めること。



## 業務用途に係る厨房内の導管の腐食点検について

ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和45年通商産業省令第98号）第73条第2項及び第3項に規定する漏えい検査時に、特定地下街等、特定地下室等、超高層建物、特定大規模建物、高層建物及び特定中規模建物における業務用途に係る厨房内の導管であって、常時水のかかるおそれのある床面からの立ち上がり部等の目視による点検が可能な部分について、当面の間、外観点検を行い、腐食が認められた場合には、必要な措置を講じること。